

# 無配当こども保険普通保険約款

## 1. 保障の開始について

### 第1条（保障の開始）

- ① 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、この保険契約の保障が開始する時（責任開始時）は、保険契約の申込みを受けた時または告知（第20条）の時のいずれか遅い時とします。
- ② 第①項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みとともに、前納または一括払い（第15条）をする保険契約の保障は、下表の時に開始します。

保険料の受取りと承諾の時期	保障が開始する時（責任開始時）
当社が、保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時 <sup>①</sup>
当社が、第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込みを承諾した場合	保険契約者および被保険者に関する告知（第20条）の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時 <sup>①</sup>

- ③ 第①項および第②項の保障が開始する時の属する月の翌月1日を契約日とします。
- ④ 第①項および第②項の保障が開始する日から第③項の契約日の前日までの間に、死亡給付金（第5条）の支払事由または保険料の払込免除事由（第17条・第18条）が発生した場合には、第③項の規定にかかわらず、保障が開始する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当社が指定した期日までにこれを当社に払い込んでください。

#### 第1条備考

- ① 当社の指定するデビットカードにより第1回保険料または第1回保険料相当額を払い込む場合は、当社所定のカードリーダー（端末機）で決済処理が完了した時をいいます。

### 第2条（通知書の発行）

- ① 当社は、保険契約の申込みを承諾したときには、所定の通知書（以下「通知書」といいます。）を発行します。
- ② 通知書には保険契約を締結した日を記載せず、第1条第③項に定める契約日を記載します。
- ③ 当社は、復活（第14条）の請求に対して承諾したときには、通知書を発行しません。

## 2. 保険契約の型

### 第3条（保険契約の型）

保険契約の型は、保険料の払込免除事由に応じて、次表のいずれかとします。

保険契約の型	保険料の払込免除事由
I型	死亡または障害状態による保険料の払込免除（第17条）
II型	死亡または障害状態による保険料の払込免除（第17条）および悪性新生物による保険料の払込免除（第18条）

## 3. 教育資金、満期保険金および死亡給付金の支払いについて

### 第4条（教育資金および満期保険金の支払い）

- ① 当社は、次表に定めるところによって教育資金および満期保険金を支払います。

種類	支払事由 (教育資金および満期保険金を支払う場合)	教育資金額および満期保険金額	受取人
教育資金	被保険者が次の満年齢に達した日以後最初に到来する10月1日に生存しているとき 1. 満18歳（ただし、誕生日が10月2日から4月1日の間にある被保険者については満17歳） 2. 満19歳（ただし、誕生日が10月2日から4月1日の間にある被保険者については満18歳） 3. 満20歳（ただし、誕生日が10月2日から4月1日の間にある被保険者については満19歳）	基準保険金額	保険契約者 <sup>①</sup>
満期保険金	被保険者が保険期間の満了する時に生存しているとき	基準保険金額	

- ② 教育資金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 保険契約が失効（第13条第③項）しなければ支払事由が発生していた教育資金については、当社がこの保険契約の復活（第14条）を承諾し、かつ、所定の期日までに延滞保険料およびその利息が払い込まれた場合に限り、当社は、その教育資金を支払います。
2. 教育資金は、支払事由が生じた日から当社の定める率の利息を付けて自動的に積み立てられます。
3. 積み立てられた教育資金は、保険契約者から請求があったとき、その時に積み立てられている元利合計額の全部または一部を保険契約者に支払います。ただし、保険契約の消滅時には、保険契約者にその時に積み立てられている元利合計額の全部を支払います。  
➔【「当社の定める率の利息」】▷お取扱いの際の率によります】

#### 第4条備考

- ① 教育資金および満期保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

### 第5条（死亡給付金の支払い）

- ① 当社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います。

種類	支払事由 (死亡給付金を支払う場合)	死亡給付金額	受取人	免責事由（「支払事由」に該当しても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間中に死亡したとき <sup>①</sup>	死亡給付金表（別表1）により計算される死亡給付金額	保険契約者 <sup>②</sup>	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者についての責任開始時 <sup>③</sup> の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者の故意 3. 戦争その他の変乱 <sup>④</sup>
	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき <sup>①</sup>	次のいずれか大きい方の金額 ア. 「死亡給付金表（別表1）により計算される死亡給付金額」－「すでに支払事由が発生した教育資金の合計額」 イ. 被保険者が死亡した日の積立金 <sup>⑤</sup> 相当額		

➔【「死亡給付金表（別表1）」】▷この約款の末尾に掲載しています】

- ② 保険契約者が死亡した時と被保険者が死亡した時の先後が明らかでないときは、保険契約者が先に死亡したものとみなして取り扱います。

#### 第5条備考

- ❶ 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めるときを含みます。
- ❷ 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ❸ 死亡給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- ❹ 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ❺ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

#### 第6条（教育資金、満期保険金および死亡給付金の請求手続き）

- ① 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。
- ② 保険契約者は、教育資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由が発生したときには、すみやかに当社の定める書類❶を提出して教育資金、満期保険金または死亡給付金を請求してください。  
→【「当社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

#### 第6条備考

- ❶ 当社所定の教育資金、満期保険金または死亡給付金請求書、請求権者であることを証明する書類（被保険者の住民票等）、教育資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

#### 第7条（教育資金、満期保険金および死亡給付金の支払いの場所と時期）

- ① 教育資金、満期保険金および死亡給付金は、第6条第②項に定める請求書類が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本社で支払います。この請求書類が当社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします（以下「請求日」といいます。）。
- ② 教育資金、満期保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から教育資金、満期保険金または死亡給付金の請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認❶を行ないます。この場合には、第①項の規定にかかわらず、教育資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	教育資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第4条（教育資金および満期保険金の支払い）または第5条（死亡給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2	死亡給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因

号	確認が必要な場合	確認する事項
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次のア～エの事項 ア. 第2号および第3号に定める事項 イ. 第23条（重大事由による解除）第①項第3号アからエまでに該当する事実の有無 ウ. 保険契約者、被保険者、教育資金、満期保険金または死亡給付金の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から教育資金、満期保険金または死亡給付金請求時までにおける事実 エ. 教育資金、満期保険金または死亡給付金の受取人の教育資金、満期保険金または死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から教育資金、満期保険金または死亡給付金請求時までにおける事実

- ③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、教育資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数❶を経過する日とします。

号	確認する事項	特別な照会や調査の内容	日数
1	第②項第2号から第4号に定める事項	弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
2	第②項第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
3	第②項第1号、第2号または第4号に定める事項	保険契約者、被保険者または教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
4	第②項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

- ④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき❶は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は教育資金、満期保険金または死亡給付金を支払いません。
- ⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当社は、教育資金、満期保険金または死亡給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### 第7条備考

- ❶ 当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

- ② 第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。
- ③ 当会社の指定した医師による必要な診断および当会社指定の検査に応じなかったときを含みます。

#### 第8条（積立金の支払い）

- ① 次のいずれかの事由によって死亡給付金を支払わない場合には、当会社は、保険契約の積立金<sup>①</sup>を保険契約者に支払います。ただし、積立金の額が死亡給付金額を超える場合には死亡給付金額を限度とします。
1. 被保険者についての責任開始時<sup>②</sup>の属する日から、3年以内における被保険者の自殺
  2. 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、積立金<sup>①</sup>を請求してください。
- ③ 積立金<sup>①</sup>の支払いの場所と時期については、第7条（教育資金、満期保険金および死亡給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。
- 【「当会社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

#### 第8条備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

#### 第9条（満期保険金の支払方法の選択）

保険契約者は、満期保険金の一時支払いに代えて、当会社の定める取扱いの範囲内で、満期保険金のすえ置支払いを選択することができます。

### 4. 保険料について

#### 第10条（保険料の払込み）

- ① 保険料払込の保険料期間、払込期月、および猶予期間は次表のとおりとします。

保険料払込方法 (回数)	保険料期間	払込期月	猶予期間
新年掛	契約日または年単位の契約 応当日 <sup>①</sup> から次の年単位の 契約応当日の前日まで	契約日または年単位の契約 応当日の属する月の1日か ら末日までの期間	払込期月の翌月 1日から翌々月 の契約応当日ま で <sup>②</sup>
新半年掛	契約日または半年単位の契約 応当日から次の半年単位 の契約応当日の前日まで	契約日または半年単位の契約 応当日の属する月の1日 から末日までの期間	
月掛	契約日または月単位の契約 応当日から次の月単位の契約 応当日の前日まで	契約日または月単位の契約 応当日の属する月の1日か ら末日までの期間	払込期月の翌月 1日から末日ま で

- ② 保険料は、第①項の保険料期間に対応する保険料として、保険料払込期間中、保険料払込方法（経路）（第11条）にしたがい、第①項の払込期月内に払い込んでください。
- ③ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、保険料払込方法（回数）に応じて、次のとおり取り扱います。

保険料払込方法 (回数)	すでに払い込まれた保険料の取扱い
新年掛	保険契約が消滅した日または保険料の払込みを要しなくなった日後、最初に到来する月単位の契約応当日 <sup>①</sup> から保険料期間の末日までの月数に対応する、当会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。なお、保険料の払込みが免除された後に保険契約が消滅したときは、この取扱いはありません。
新半年掛	
月掛	払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### 第10条備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- ② 払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

#### 第11条（保険料払込方法（経路））

- ① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。

保険料払込方法（経路）	
店頭扱い	当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
送金扱い	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
口座振替扱い <sup>①</sup>	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

- ② 保険契約者は、第2回以後の保険料の保険料払込方法（経路）を変更することができます。
- ③ 口座振替扱いの保険契約の場合、その保険料払込方法（経路）によって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を他の方法に変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

#### 第11条備考

- ① 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

#### 第12条（保険料が払い込まれない間に教育資金または死亡給付金の支払事由等が発生した場合の取扱い）

- ① 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日<sup>①</sup>以後、猶予期間（第10条第①項）の満了する日までに教育資金または死亡給付金の支払事由が発生したときには、当会社は、支払うべき金額からすでに到来している保険料期間に対応する未払込保険料を差し引きます。
- ② 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日<sup>①</sup>以後、猶予期間（第10条第①項）の満了する日までに保険料の払込免除事由（第17条・第18条）が発生したときには、保険契約者は、すでに到来している保険料期間に対応する未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合には、当会社は、保険料の払込みを免除しません。

#### 第12条備考

- ① 第1回保険料が払い込まれないときは契約日とします。また、契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

### 第13条 (猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い)

- ① 第1回保険料がその払込期月(第10条第①項)内に払い込まなかった場合、当社は、次の各号に定める事項を保険契約者に通知します。
  1. 猶予期間(第10条第①項)の満了日までに第1回保険料の払込みを要すること
  2. 猶予期間の満了日までに第1回保険料が払い込まれなければ猶予期間の満了日の翌日に保険契約が解除となること
- ② 第1回保険料が払い込まれないまま、その猶予期間(第10条第①項)が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって解除となります。
- ③ 第2回以後の保険料が払い込まれないまま猶予期間(第10条第①項)が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ④ 第③項の場合、保険契約者は、返戻金(第26条)を請求することができます。

### 第14条 (保険契約の復活)

- ① 保険契約者は、第13条(猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い)第③項の規定によって保険契約が効力を失った日から3年以内であれば、被保険者の同意を得て、保険契約の復活を請求することができます。この場合、保険契約者または被保険者に関する告知を要し、次の規定を適用します。ただし、保険契約者が返戻金(第26条)を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
  1. 第20条(告知義務)
  2. 第21条(告知義務違反による解除)
  3. 第22条(保険契約を解除できない場合)
- ② 保険契約者は、保険契約の復活を請求する場合には、当社の定める書類を提出してください。
- ③ 当社が保険契約の復活を承諾したときには、保険契約者は、延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額を当社の指定した期日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 復活した保険契約の保障が開始する時は、当社が第③項に定める金額を受け取った時<sup>①</sup>とします。この場合、保障が開始する日を復活日とします。
  - ➔【「当社の定める書類」】>「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】
  - ➔【「当社の定める率の利息」】>お取扱いの際の率によります】

#### 第14条備考

- ① 当社の指定するデビットカードにより第③項に定める金額を払い込む場合は、当社所定のカードリーダー(端末機)で決済処理が完了した時をいいます。

### 第15条 (保険料の前納および一括払い)

- ① 保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、次により保険料を前納または一括払いすることができます。

	保険料払込方法(回数)	対象となる保険料	割引きの扱い
前納	新年掛および新半年掛	将来の保険料2カ年分以上	1年以内に到来する契約応当日 <sup>①</sup> の保険料を除いて、当社の定める率の割引きをします。
一括払い	月掛	当月分以後の保険料	一括払いされる保険料が3カ月分以上であるときには、当社の定める方法による割引きをします。また、一括払いされる保険料が2カ年分以上である場合には、12カ月分をこえる保険料について、前納の場合の率による割引きをします。

- ② 第①項の規定によって割り引かれた、次の保険料前納金または保険料一括払金の部分は、当社の定める率の利息を付けて当社の積み立てにおき、その払込期月の契約応当日<sup>①</sup>ごとに保険料の払込みに充当します。
  1. 保険料前納金のうち、1年以内に到来する契約応当日の保険料を除いた部分
  2. 保険料一括払金のうち、12カ月分をこえる保険料の部分
- ③ 保険契約が消滅した場合または保険料の払込みを要しなくなった場合、保険料前納金または保険料一括払金の残金があるときには、これを保険契約者に払い戻します。
  - ➔【「当社の定める率の割引き」】>【「当社の定める率の利息」】>お取扱いの際の率によります】

#### 第15条備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

### 第16条 (保険料の自動振替貸付)

- ① 第2回以後の保険料が払い込まれないまま猶予期間(第10条第①項)が経過した場合でも、次表の貸付金額と利息との合計額が返戻金(第26条)の額<sup>①</sup>をこえない間は、当社は、次表に定めるところによる自動振替貸付を行ない、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱いはしません。

貸付金額	【保険料払込方法(回数)が新年掛および新半年掛の場合】	払い込むべき保険料相当額
	【保険料払込方法(回数)が月掛の場合】	払い込むべき月以後6カ月分の保険料相当額
貸し付けの時期	払い込むべき保険料 <sup>②</sup> の猶予期間の満了日	
保険料への充当	貸付金は払込期月が到来するごと <sup>②</sup> に保険料の払込みに充当します	
利息	利率	年8%以下の当社の定める率(複利)
	計算方法	保険料に充当した貸付金額に対して、充当した時から、当社の定める方法によって計算します
	元本への組み入れ	【保険料払込方法(回数)が新年掛の場合】 払い込むべき保険料の払込期月中の契約応当日 <sup>①</sup> から起算して1年が経過する毎に利息を元本に組み入れます 【保険料払込方法(回数)が新半年掛の場合】 払い込むべき保険料の払込期月中の契約応当日から起算して6カ月が経過する毎に利息を元本に組み入れます 【保険料払込方法(回数)が月掛の場合】 6カ月分保険料のうち最初の保険料の払込期月の1日から起算して6カ月が経過したときに利息を元本に組み入れます。以後、1年が経過する毎に利息を元本に組み入れます

- ② 次表に定める起算日から6カ月以内に、保険料に充当した貸付金相当額が払い込まれた場合は、自動振替貸付をしなかったものとします。

保険料払込方法(回数)	起算日
新年掛および新半年掛	払い込むべき保険料の払込期月中の契約応当日 <sup>①</sup>
月掛	6カ月分保険料のうち最初の保険料の払込期月の1日

- ③ 本条の自動振替貸付が行なわれた場合でも、払い込むべき保険料<sup>②</sup>の猶予期間の満了日の翌日から3カ月以内であれば、保険契約者は、次のいずれかを選択することができます。この場合には、当社は、自動振替貸付をしなかったものとしてその選択による取扱いを

します。

1. 第24条（保険契約の解約）
2. 第28条（基準保険金額の減額）

→【「当会社の定める率」▷お取扱いの際の率によります】

#### 第16条備考

- ① 第①項の保険料が払い込まれたものとして計算し、また、すでに貸付金（本条・第29条）がある場合には、その元利合計額を差し引いた残額とします。
- ② 保険料払込方法（回数）が月掛の場合は、6カ月分保険料のうちの最初の保険料とします。
- ③ 貸し付けたときにすでに払込期月が到来している未払込保険料については、貸し付けたときと同時とします。
- ④ 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

#### 第17条（死亡または障害状態による保険料の払込免除）

- ① 当社は、次表に定めるところによって、死亡または障害状態に該当した日後到来する契約応当日<sup>①</sup>の保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みがあったものとして取り扱います。

払込免除事由 (保険料の払込みを免除する場合)	「払込免除事由」に該当しても 保険料の払込みを免除できない場合
保険契約者が保険料払込期間中に、死亡したとき <sup>②</sup>	次のいずれかの事由によって保険契約者が払込免除事由に該当したとき 1. 保険契約者についての責任開始時 <sup>③</sup> の属する日から、3年以内の自殺 2. 承継保険契約者 <sup>④</sup> の故意 3. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup>
保険契約者が保険料払込期間中に、保険契約者についての責任開始時 <sup>③</sup> 以後に発病した疾病 <sup>⑥</sup> または発生した傷害によって身体障害表（別表2）の第1級または第2級の障害状態に該当したとき <sup>⑦</sup>	次のいずれかの事由によって保険契約者が払込免除事由に該当したとき 1. 保険契約者の自殺行為 2. 保険契約者の犯罪行為 3. 保険契約者の故意または重大な過失 4. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup>

- ② 保険契約者が、責任開始時<sup>③</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表2）の第1級または第2級の障害状態に該当した場合でも、保険契約の締結、復活（第14条）または保険契約者の変更（第32条）の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
- ③ 保険契約者が死亡した場合で、第①項の規定により、保険料の払込みが免除されないときは、承継保険契約者は、当社が指定した日までに、新たな保険契約者を定めください。この場合、第32条（保険契約者の変更）の規定を準用します。承継保険契約者が、当社の指定した日までに新たな保険契約者を定めないとときは、保険契約者が死亡した時に保険契約は消滅したものとし、当社は、保険契約の積立金<sup>⑧</sup>を承継保険契約者に支払います。ただし、承継保険契約者が故意に保険契約者を死亡させた場合は、保険契約は消滅し、当社は、保険契約の積立金を保険契約者の相続人に支払います。
- ④ 第③項の積立金が支払われる場合、積立金の受取人は、当会社の定める書類を提出して、積立金を請求してください。この場合、第7条（教育資金、満期保険金および死亡給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

- ⑤ 死亡または障害状態による保険料の払込免除は、次表に定める者が請求してください。この場合、第6条（教育資金、満期保険金および死亡給付金の請求手続き）の規定および第7条（教育資金、満期保険金および死亡給付金の支払いの場所と時期）の規定を準用します。

払込免除事由	請求する者
死亡による保険料の払込免除	承継保険契約者
障害状態による保険料の払込免除	保険契約者

- ⑥ 第⑤項の場合で、保険契約者が保険料の払込免除を請求できない次の各号に定める特別な事情があると当社が認めるときは、承継保険契約者<sup>④</sup>がその事情を示す書類その他所定の書類を提出して、保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができます。ただし、事実の確認に際し、承継保険契約者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険料の払込みの免除をしません。保険契約者について当会社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
  1. 保険料の払込免除の請求を行なう意思表示が困難である場合
  2. 傷病名の告知を受けていない場合
  3. その他前2号に準じる場合
- ⑦ 第⑥項にかかわらず、承継保険契約者<sup>④</sup>が次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料の払込免除を請求することはできません。
  1. 保険料の払込免除事由を故意に生じさせた者
  2. 保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情を故意に招いた者
- ⑧ 死亡または障害状態による保険料の払込みが免除された後は、次の規定は適用しません。
  1. 第18条（悪性新生物による保険料の払込免除）
  2. 第28条（基準保険金額の減額）
  3. 第32条（保険契約者の変更）→【「身体障害表（別表2）」▷この約款の末尾に掲載しています】  
→【「当会社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

#### 第17条備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- ② 保険契約者の生死が不明の場合でも、保険契約者が死亡したものと当社が認めるときには、保険料の払込みを免除します。
- ③ 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、保険契約者の変更が行なわれた場合は、第32条（保険契約者の変更）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ④ 第33条（承継保険契約者の指定および変更）の規定により指定または変更された承継保険契約者のことをいいます。以下同じ。
- ⑤ 戦争その他の変乱によって死亡または障害状態に該当した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときには、当社は、保険料の払込みを免除します。
- ⑥ 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
  - (1) 保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
  - (2) 保険契約者が、その疾病について医師の診察を受けた時
  - (3) 保険契約者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

- ⑦ 保険契約者についての責任開始時にすでに生じていた障害状態に保険契約者についての責任開始時以後に発病または発生した疾病または傷害（保険契約者についての責任開始時にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表2）の第1級または第2級の障害状態に該当したときを含みます。
- ⑧ 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ⑨ 第33条（承継保険契約者の指定および変更）第②項の規定により、被保険者が承継保険契約者となる場合を含みます。

### 第18条（悪性新生物による保険料の払込免除）

- ① この保険の保険契約の型がⅡ型の場合、第17条（死亡または障害状態による保険料の払込免除）に加えて、当社は、保険契約者が、保険契約者についての責任開始時<sup>①</sup>以後の保険料払込期間中に、責任開始時前を含めてはじめて悪性新生物（別表3）と診断確定<sup>②</sup>されたとき、その診断確定された日後到来する契約応当日<sup>③</sup>の保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みがあったものとして取り扱います。
- ② 第①項の保険料の払込免除事由に該当した場合でも、この保険契約の締結、復活（第14条）または保険契約者の変更（第32条）の際の責任開始時<sup>④</sup>の属する日から起算して90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定<sup>⑤</sup>されたときは、保険料の払込みを免除せず、保険契約の型をⅠ型に変更します。この場合、次の金額を保険契約者に払い戻します。

	払い戻す金額
締結の場合	次の1と2の差額 1. すでに払い込まれた保険料 2. 上記1の保険料を保険契約の型がⅠ型であったものとして再計算した金額
復活の場合	次の1および2の合計額 1. 主契約が効力を失った日における次のaとbの差額 a. 返戻金 b. 保険契約の型がⅠ型であったものとして再計算した返戻金 2. 主契約が効力を失った日以後の次のcとdの差額 c. すでに払い込まれた保険料 d. 上記cの保険料を保険契約の型がⅠ型であったものとして再計算した金額
保険契約者の変更の場合	次の1および2の合計額 1. 保険契約者の変更日における次のaとbの差額 a. 返戻金 b. 保険契約の型がⅠ型であったものとして再計算した返戻金 2. 保険契約者の変更日以後の次のcとdの差額 c. すでに払い込まれた保険料 d. 上記cの保険料を保険契約の型がⅠ型であったものとして再計算した金額

- ③ 保険契約者が、この保険契約の締結、復活（第14条）または保険契約者の変更（第32条）の際の責任開始時<sup>④</sup>の属する日前に悪性新生物（別表3）と診断確定<sup>⑤</sup>されていた場合で、保険契約者がその事実を知らなかったときは、保険契約の型をⅠ型に変更し、第②項に定める金額を保険契約者に払い戻します。
- ④ 悪性新生物による保険料の払込免除は、保険契約者が請求してください。この場合、第

17条（死亡または障害状態による保険料の払込免除）第⑤項から第⑦項までの規定を準用します。

- ⑤ 悪性新生物による保険料の払込みが免除された後は、次の規定は適用しません。
  1. 第17条（死亡または障害状態による保険料の払込免除）
  2. 第28条（基準保険金額の減額）
  3. 第32条（保険契約者の変更）
 ➔【「対象となる悪性新生物（別表3）」▷この約款の末尾に掲載しています】

### 第18条備考

- ① 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、保険契約者の変更が行なわれた場合、第32条（保険契約者の変更）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ② 「診断確定」は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ③ 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

## 5. 社員配当（保険契約者への配当）について

### 第19条（社員配当金の支払い）

この保険契約には、社員配当金はありません。

## 6. 告知義務と重大事由による解除について

### 第20条（告知義務）

当社が、保険契約の締結、復活（第14条）または保険契約者の変更（第32条）の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者<sup>①</sup>は、その書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

### 第20条備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

### 第21条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者<sup>①</sup>が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- ② 当社は、死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、死亡給付金の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、すでに死亡給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者、被保険者または承継保険契約者が、死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、死亡給付金を支払い、または保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または承継保険契約者に通知します。

- ④ 当社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第26条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

**第21条備考**

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

**第22条（保険契約を解除できない場合）**

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第21条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
1. 当社が、保険契約の締結、復活（第14条）または保険契約者の変更（第32条）の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者<sup>●</sup>が告知（第20条）をすることを妨げたとき
  3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者<sup>●</sup>に対し、告知（第20条）をしなないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  4. 当社が、保険契約の締結、復活（第14条）または保険契約者の変更（第32条）後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
  5. 保険契約が責任開始時<sup>●</sup>の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険料の払込免除事由が生じていた場合
    - イ. 責任開始時に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に保険料の払込免除事由が生じていた場合
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者<sup>●</sup>が、第20条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

**第22条備考**

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。
- ② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、保険契約者の変更が行なわれた場合は、第32条（保険契約者の変更）の規定により保障が開始する時をいいます。

**第23条（重大事由による解除）**

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
1. 以下の給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致<sup>●</sup>をした場合

給付金等	事故招致した者
死亡給付金 <sup>●</sup>	保険契約者
この保険契約の保険料払込免除	保険契約者 承継保険契約者

2. この保険契約の以下の給付金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為<sup>●</sup>があった場合

給付金等	詐欺行為を行なった者
死亡給付金	保険契約者

給付金等	詐欺行為を行なった者
保険料払込免除	保険契約者 承継保険契約者

3. 保険契約者、被保険者、承継保険契約者または教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 暴力団、暴力団員<sup>●</sup>、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  4. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者、被保険者、承継保険契約者または教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
    - ア. 他の保険契約が重大事由により解除されること
    - イ. 保険契約者、被保険者、承継保険契約者または教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること
- ② 当社は、教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに教育資金、満期保険金または死亡給付金を支払っていたときにはその返還を求めことができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないません。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または承継保険契約者に通知します。
- ④ 当社は、この保険契約を解除した場合に、返戻金（第26条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

**第23条備考**

- ① 事故招致の未遂を含みます。
- ② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- ③ 詐欺行為の未遂を含みます。
- ④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

**7. 解約・無効について**

**第24条（保険契約の解約）**

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、当社は、返戻金（第26条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者は、保険契約を解約する場合には、当社の定める書類を提出してください。
 

➔【「当社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

## 第25条（詐欺による取消し、不法取得目的による無効）

- ① 保険契約者、被保険者または教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の受取人の詐欺により、保険契約を締結もしくは復活（第14条）し、または保険契約者を変更（第32条）したときには、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金を不法に取得する目的または他人に教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結、復活（第14条）または保険契約者を変更（第32条）した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

## 第26条（返戻金の支払い）

- ① 保険契約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、次のとおりとします。ただし、返戻金の額は、死亡給付金額を限度とします。

失効等の時期	取扱い
保険料払込中	保険料が払い込まれた年月数および経過した年月数により計算します。
保険料払込済	経過した年月数により計算します。

- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。
- ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第7条（教育資金、満期保険金および死亡給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。  
→【「当社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

## 8. 内容の変更について

### 第27条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

### 第28条（基準保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、基準保険金を減額することができます。ただし、当社は、減額後の基準保険金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- ② 保険契約者は、第①項の基準保険金額の減額を請求する場合には、当社の定める書類を提出してください。
- ③ 基準保険金額が減額された場合は、保険契約は減額分だけ解約されたものとして取り扱います。この場合、当社は、返戻金（第26条）があるときはこれを保険契約者に支払います。  
→【「当社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

## 9. 保険契約者に対する貸付けについて

### 第29条（保険契約者に対する貸付け）

- ① 保険契約者は、当社の定める取扱いにより、返戻金（第26条）の額<sup>①</sup>の所定の範囲内で、当社の定める利率で貸付けを受けることができます。
- ② 保険契約者は、第①項の貸付けを受ける場合には、当社の定める書類を提出してください。  
→【「当社の定める利率」▷お取扱いの際の率によります】  
→【「当社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

#### 第29条備考

- ① 自動振替貸付（第16条）がある場合には、その貸付金の元利合計額を差し引いた残額とします。

## 第30条（貸付金の返済および差引き）

- ① 保険契約者は、いつでも貸付金（第16条・第29条）の元利金の全部または一部を返済することができます。
- ② 当社は、次の場合に、貸付金（第16条・第29条）があるときには、それぞれの支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。
  1. 保険契約が消滅したとき
  2. 第4条（教育資金および満期保険金の支払い）の規定により教育資金または満期保険金が支払われたとき
  3. 第5条（死亡給付金の支払い）の規定により死亡給付金が支払われたとき
  4. 第28条（基準保険金額の減額）の規定により基準保険金額が減額されたとき
- ③ 貸付金（第16条・第29条）の元利合計額が返戻金（第26条）の額をこえる場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当社の指定した期日までに、当社の定める方法によって計算した金額を払い込んでください。
- ④ 第③項の払込みがなかったときは、保険契約は、当社の指定した期日の翌日から効力を失います。

## 10. 保険契約者および承継保険契約者の資格および変更などについて

### 第31条（保険契約者および承継保険契約者の資格）

- ① 保険契約者<sup>①</sup>は、被保険者の父、母または3親等内の親族とします。
- ② 承継保険契約者は、被保険者または被保険者の父、母もしくは3親等内の親族のうちいずれかとします。
- ③ 保険契約者<sup>①</sup>または承継保険契約者となるべき者が、第①項または第②項の範囲で定まらないときまたは存在しないときで、当社が特に認めた場合には、その他の親族が保険契約者または承継保険契約者となることができます。

#### 第31条備考

- ① 第34条（保険契約者死亡後の保険契約者の変更）の規定により被保険者がこの保険契約上の一切の権利義務を承継する場合を除きます。

### 第32条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、承継者となるべき者は、第31条に定める要件を満たすことを要します。ただし、保険料の払込免除後は、保険契約者を変更することはできません。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当社の定める書類を提出してください。
- ③ 第①項の規定により保険料払込期間中に保険契約者が変更されたときは、変更後の保険契約者に関する告知（第20条）の時に保険契約者が変更されたものとし、当社は、その時から変更後の保険契約者について保険契約上の責任を負います。この場合、当社は、当社の定める方法によって計算した金額を授受し、かつ、将来の保険料を変更します。  
→【「当社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

### 第33条（承継保険契約者の指定および変更）

- ① 保険契約者<sup>①</sup>は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、承継保険契約者を契約締結時に指定または保険期間中に変更することができます。この場合、新たな承継保険契約者となるべき者は、第31条に定める要件を満たすことを要します。
- ② 承継保険契約者が死亡したときは、第①項の規定により新たな承継保険契約者に変更されるまでの間は、被保険者を承継保険契約者とします。
- ③ 第①項の場合には、保険契約者は、当社の定める書類を提出してください。  
→【「当社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

### 第33条備考

- ① その承継者を含みます。

### 第34条（保険契約者死亡後の保険契約者の変更）

- ① 保険契約者が死亡したことにより保険料の払込みが免除されたときまたは保険料の払込みが免除された後保険契約者が死亡したとき、承継保険契約者は、その時にこの保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。ただし、承継保険契約者が故意に保険契約者を死亡させた場合は、保険契約は消滅し、当会社は、保険契約の積立金<sup>●</sup>を保険契約者の相続人に支払います。
- ② 被保険者または承継保険契約者は、保険契約者が死亡したことを知ったときには、当会社に通知してください。
- ③ 承継保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、承継者となるべき者は、第31条に定める要件を満たすことを要します。
- ④ 承継保険契約者と被保険者が異なる場合で、承継保険契約者が死亡したとき、被保険者は、その時にこの保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。ただし、被保険者が故意に承継保険契約者を死亡させた場合は、保険契約は消滅し、当会社は、保険契約の積立金<sup>●</sup>を承継保険契約者の相続人に支払います。
- ⑤ 第③項の場合には、承継保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。  
→【「当会社の定める書類」▷「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています】

### 第34条備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

### 第35条（保険契約者の住所等の変更）

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当会社の本社または当会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 11. その他

### 第36条（承継保険契約者による保険契約の存続）

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、次の各号のすべてを満たすときは、第①項の解約はその効力を生じません。
  1. 第①項の解約の通知の時ににおいて保険契約者の親族である承継保険契約者が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したこと
  2. 第1号の当会社への通知の時ににおいて、保険料払込期間が満了しておらず、かつ、保険料の払込みが免除されていないこと
- ③ 承継保険契約者は、第②項第1号の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、教育資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由が生じ、当会社がその教育資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべきときは、そ

の支払うべき金額の限度で、第②項第1号の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険契約者に支払います。

### 第37条（年齢の計算）

- ① 契約日における保険契約者または被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の保険契約者または被保険者の年齢は、第①項の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第38条（年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い）

- ① 保険契約の申込書に記載された保険契約者または被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当会社の契約する年齢の範囲外のときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときには当会社の定める方法により実際の年齢に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。なお、取り消した場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ② 保険契約の申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により実際の性別に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。

### 第39条（時効）

教育資金、満期保険金、死亡給付金、返戻金（第26条）もしくは積立金<sup>●</sup>または保険料の払込免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、時効によって消滅します。

### 第39条備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

### 第40条（出生前加入特則の適用）

被保険者となるべき者が保険契約の締結時に胎児である場合には、出生前加入特則を適用します。

### 第41条（電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則）

- ① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法<sup>●</sup>により、保険契約の申込みおよび告知をすることができるものとします。
- ② 第①項のほか、当会社は、保険契約者、被保険者、承継保険契約者または教育資金、満期保険金もしくは死亡給付金の受取人が当会社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法<sup>●</sup>により提出することを認めることがあります。

### 第41条備考

- ① 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

### 第42条（保険契約の内容変更等の効力）

- ① 次の手続きの承諾の効力は、当会社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
  1. 第14条（保険契約の復活）
  2. 第32条（保険契約者の変更）
  3. 第33条（承継保険契約者の指定および変更）
  4. 第34条（保険契約者死亡後の保険契約者の変更）

- ② 第①項各号の手續きの請求は、請求後に保険契約者もしくは承継保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。

(平成27年8月2日実施)  
(令和2年3月2日改正)

## 別表1 死亡給付金表

死亡給付金額は、次によって計算される金額を基準とします。

$(\text{基準保険金額に対応する一般の保険料率で計算した月掛保険料}) \times (\text{経過年月数})$
---------------------------------------------------------------

- (注) 1. 「一般の保険料率」とは、保険料払込方法（経路）が店頭扱いまたは送金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。（保険料払込方法（経路）にかかわらず一般の保険料率により計算します。）
2. 保険料払込方法（回数）が新年掛または新半年掛である場合には、保険料払込方法（回数）が月掛であったものとして計算します。
3. 「経過年月数」とは、次のとおりとします。
- a. 保険料払込期間中  
契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数
  - b. 保険料払込期間満了後  
契約日から保険料払込期間満了時までの年月数
4. 基準保険金額の減額の規定により、基準保険金額が変更されたときは、変更後の基準保険金額により計算されるものとします。

別表2 身体障害表

保険料の払込免除の対象となる障害状態

等級	障害状態
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
	9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	10. 1肢に次のアからウまでのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に次のアからクまでのいずれかの身体障害を生じたもの ア. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの イ. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ウ. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの エ. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの オ. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの カ. 1下肢が5センチ以上短縮したもの キ. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ク. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
	11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、そ

の回復の見込みがない場合

③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に、上・下肢の運動機能を失ったものをいい、下表に定める上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(表) 上・下肢の完全運動麻痺
上肢においては肩関節以下、下肢においてはまた関節以下の部分において、筋の収縮がみられないもの、または、筋の収縮は軽度のみられるものの運動はできないもの

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき

$$\frac{1}{3}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 手指の障害

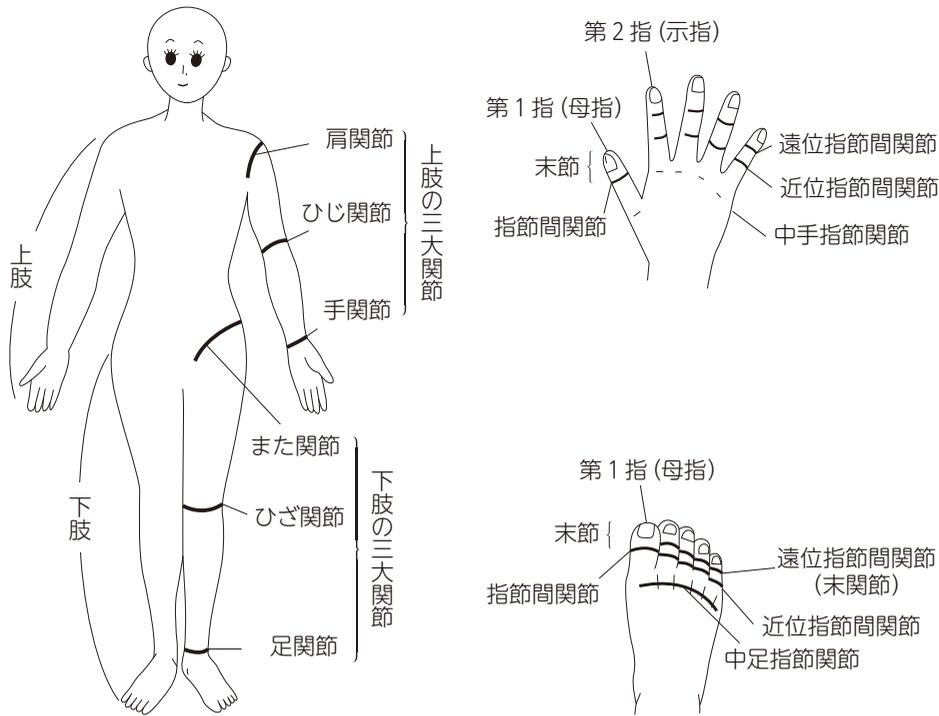
(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

補足

以上の障害に定める「回復の見込みのない」の判定に際しては、障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。

身体部位略図



別表3 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月1日現在）に記載された分類項目中、表1の基本分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
性状不詳又は不明の新生物 <sup>①</sup>	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害 <sup>②</sup>	D50－D89

備考

- ① たとえば、真正赤血球増加症<多血症>（D45）、骨髄異形成症候群（D46）、慢性骨髄増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。
- ② たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/3…悪性、原発部位
/6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 以下は、対象となる悪性新生物に含みません。

- ・上皮内癌（乳房・膀胱・腎盂・尿管等の非浸潤癌・非侵襲癌、大腸の粘膜内癌等）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
- ・国際対がん連合（UICC）の「TNM分類」が「T0」のもの

## 出生前加入特則

### 第1条（特則の内容）

この特則は、被保険者となるべき者が保険契約の締結の際に胎児である場合の取扱いについて定めたものです。

### 第2条（被保険者となる時期）

- ① 被保険者となるべき胎児（以下「胎児」といいます。）は、出生した時に被保険者となります。
- ② 保険契約者は、被保険者が出生したことを知ったときには、すみやかに当会社の定める書類を提出して当会社に通知してください。

### 第3条（胎児が出生しなかった場合の取扱い）

- ① 胎児が流産または死産等により出生しなかったときは、保険契約は無効とします。この場合、保険契約者は、すみやかに当会社の定める書類を提出して当会社に通知してください。
- ② 第①項の場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

### 第4条（複数出生の場合の取扱い）

- ① 胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。ただし、保険契約の締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、戸籍上その順位に記載される者を被保険者とします。
- ② 第①項の規定により被保険者となった者が、出生した日から1年以内に死亡した場合には、時期を同じくして出生した者が生存しているときは、保険契約者は、被保険者が死亡した日から1カ月以内に限り、時期を同じくして出生した者のうち保険契約者が指定した者を新たな被保険者とすることができます。
- ③ 第②項の変更が行なわれた場合、当会社は、変更前の被保険者の死亡時から変更後の被保険者について保険契約上の責任を負います。
- ④ 次の場合は、第②項の変更はできません。
  1. 変更前の被保険者について死亡給付金または積立金<sup>①</sup>が支払われたとき
  2. 保険契約者が変更前の被保険者を故意により死亡させたとき
- ⑤ 保険契約者は、第②項の変更をする場合には、当会社の定める書類を提出してください。

### 第4条備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

### 第5条（被保険者の権利義務の承継）

被保険者となるべき者の出生前に、普通保険約款の規定により被保険者がこの保険契約上の一切の権利義務を承継する場合は、被保険者が出生した時に被保険者は、この保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

### 第6条（年齢の計算の特例）

契約日における被保険者の年齢は、普通保険約款の規定にかかわらず、0歳とします。

### 第7条（契約日および保険契約者の年齢の変更）

- ① 被保険者が契約日の翌日から6カ月を経過した後に出生したときは、当会社は、普通保険約款の規定にかかわらず、被保険者の出生日の6カ月前の応当日の属する月の翌月1日を契約日とし、期間の計算および保険契約者の年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- ② 第①項の規定により保険契約者の年齢が変更されたときは、当会社は、変更後の年齢に

基つき保険料を変更します。この場合、すでに払い込まれた保険料に過不足があるときはこれを精算します。